

保育園入園手続きについて

保育園へ入園できるのは

保育園へ入園できる児童は、保護者が保育を必要とする事由のいずれかに該当し、児童の保育ができないと認められる場合です。（保育の必要性の認定）

集団生活を経験させたい、幼児教育の場として利用したいという理由だけでは入園できません。

- (1) (就労)・・・就労のため、その児童の保育ができない場合
- (2) (出産)・・・妊娠中、または出産後間がないため、その児童の保育ができない場合
- (3) (疾病等)・・・病気、負傷、または心身に障害を有しているため、その児童の保育ができない場合
- (4) (病人等の介護)・・・その児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人がいるためいつも介護又は看護に当たっており、その児童の保育ができない場合
- (5) (災害復旧)・・・火災、風水害、地震などにより被災し、その復旧の間、その児童の保育ができない場合
- (6) (求職活動)・・・求職活動を行うため、その児童の保育ができない場合
- (7) (就学)・・・各種学校に通学しているため、その児童の保育ができない場合
- (8) (1)から(7)に準じる状態にあると市長が認めた場合

申し込みに必要な書類等

- (1) 「平成30年度保育園入園申込書」および「入園に関する確認票」
別紙「保育園・幼稚園・認定こども園の入園申込等でマイナンバーの記載が必要になります」もご覧ください。
- (2) 保護者が児童の保育に当たれない状況を証明する書類（次ページの表をご覧ください。）
(0歳児から3歳児の児童については、父母及び同居の65歳未満の祖父母についてご用意ください。60歳以上65歳未満の祖父母については、クラス定員を超えて申込みがあり選考が必要な際に参考とさせていただきます。)
- (3) 「おたすね表」
- (4) 「伊那市税・料金等口座振替依頼書」
保育料は、原則として口座振替払いとなります。既に上のお子さんについて提出いただいている方は必要ありませんが、口座を変更する場合はご提出ください。兄弟姉妹ともに同じ口座からの引き落としとなります。
- (5) 印鑑（口座の届出印）

保育を必要とする理由	説明及び必要書類等について
(1) 就労 (家事以外であること)	<p>《就労時間・日数について》</p> <p>①外勤の場合の就労時間の基準は、概ね 1 日当たり 4 時間以上、かつ就労日数が週 4 日以上です。<u>(月 64 時間以上の就労)</u> → 申込書の調査票欄 6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.1.2 歳児クラスについては、内職は認められません。 ・ 育児休業中（取得予定）の場合は(2)をご覧ください。 <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>☆育児休暇から復帰をされる場合、入園を希望できる期間の始期は、育児休暇復帰予定日のおよそ2週間前からです。ただし、入園を希望する保育園の未満児保育対象年齢に達していなければ不可。</p> <p>※ 例 10月1日（子の1歳の誕生日）から復帰予定の場合 9月17日以降から入園を希望することが可能。 ただし、希望する保育園の未満児保育対象年齢が満1歳の場合は不可。</p> </div> <p>②自営業の場合の就労時間等も①と同じです。 → 申込書の調査票欄 4</p> <p>③農業の場合の就労時間等も①と同じです。</p> <p>○出荷していること ○従事者 1 人について田 30a または 畑 20a ○年間就労日数 200 日以上 が目安です。 → 申込書の調査票欄 3</p> <p>提出書類</p> <p>〔外勤の場合〕 就労証明書 同居の65歳未満の祖父母の方については健康保険被保険者証の写しでも可（国民保険を除く）。</p> <p>〔自営や農業の場合〕 就労状況申出書と、事業を確認できる書類または出荷伝票等</p>
(2) 出産	<p><u>出産予定日の 2 か月前から出産 2 か月後の月末までの期間限定の入園</u>となります。 (多胎児は予定日の 4 か月前から出産 4 か月後の月末まで。)</p> <p>提出書類 申込み時：母子健康手帳のコピー等予定日が確認できる書類。 期間延長の場合：医師の診断書等。</p> <p>〔育児休業取得の場合〕</p> <p>未満児クラス 一定の要件に該当し、育児休業取得に伴う継続利用申請が認められると、育児休業取得後も継続して在園ができます。→<u>保育係までお問い合わせください。</u></p> <p>年少クラス以上</p> <p>クラス定員に余裕がある場合は継続して在園ができます。申込書の保育の実施を必要とする理由は、その他の欄に育児休暇の記載をしてください。</p> <p>提出書類 〔年少クラス以上の場合〕 就労証明書</p>
(3) 病気、負傷、 心身の障害等	<p>提出書類 → 申込書の調査票欄 5 (2)</p> <p>障害者手帳等の写し、又は医師等の診断書、証明書類。</p>
(4) 病人等の介護	<p>提出書類 → 申込書の調査票欄 5 (3)①②</p> <p>介護又は看護の状況の申告及び介護を受ける方の身体障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し、又は、医師の証明等確認のできるもの。</p>
(5) 災害復旧	<p>提出書類 罹災証明等</p>
(6) 求職活動 (内定、起業準備も含む)	<p>入園後 3 か月以内の就労が要件となります。</p> <p>① <u>0.1.2 歳児クラス</u> 内職は認められません。 <u>3 か月以内に「就労証明書」の提出がない場合は、退園していただくことになります。</u></p> <p>② <u>3 歳児（年少クラス）</u> 定員に余裕がある場合、求職期間の延長が認められます。</p> <p>提出書類 就労後直ちに、就労証明書を提出（申込み時に就職内定者も提出が必要です。）</p>
(7) 就学	<p>職業訓練受講中、大学に通学している等（趣味の講座・カルチャーセンター等は除く。）</p> <p>提出書類 学生証の写し等</p>